

## 協議会規約

### 内容

要求区分：一般事業要求 03企画部 031160日野県民局 文書種別：資料01

内容：

### 規約概要

#### 鳥取県日野地区連携・共同協議会規約の概要

#### 1 目的 (第1条)

鳥取県並びに日南町、日野町及び江府町が、事務を連携して管理し、及び共同で執行することなどにより、日野郡の区域における行政サービスの維持、向上や効率的な行政運営を促進するとともに、日野郡の区域に共通する課題の解決に寄与すること

#### 2 主な担当事務 (第4条)

##### (1) 次に掲げる事務の管理及び執行

- ア 日野郡内の障がい者雇用に関する事務
- イ 日野郡内の母子保健分野における発達支援に関する事務
- ウ 日野郡内の消費者を対象とした悪質な訪問販売の防止等に向けた取組に関する事務
- エ 日野郡内の消費者行政に関する関係機関との連携に関する事務
- オ 日南町、日野町及び江府町における事務用品等の共同発注に関する事務

##### (2) 次に掲げる事務の連携及び共同化に関する協議

道路の維持管理及び除雪、保健福祉、教育、農林業、商工業等の振興、公営住宅等の維持管理、移住定住対策、地域交通、消費者相談、職員研修、専門職員の設置、その他必要と認められる事務

##### (3) 県及び町の役割と権限移譲に関する協議

#### 3 事務所の所在地 (第5条)

鳥取県日野総合事務所内に設置（管理執行事務は、それぞれ構成団体が分担して実施）

#### 4 組織 (第6条)

会長及び委員3人

#### 5 会長 (第7条)

関係団体の長の中から関係団体の長が協議して定めた者

#### 6 委員 (第8条)

会長以外の関係団体の長（職務代理者を含む）

#### 7 幹事会 (第16条)

- ・協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項以外の事項で協議会の会議で定めるものを処理
- ・鳥取県日野総合事務所県民局長、日南町、日野町及び江府町の副町長及び総務担当課長で構成

#### 8 専門部会 (第17条)

第4条各号に掲げる事項に係る専門的な協議、調整を行う

#### 9 住民参画 (第19条)

会長は、事務を遂行するに当たっては、日野郡内の住民の行政参画の推進に努めるものとする

#### 10 経費の支弁の方法 (第20条)

協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、各関係団体が負担

#### 11 その他関係団体の協議において定める主な事項

職員 (第10条)、協議会の監査委員 (第28条)

#### 12 設置時期 (附則)

関係団体の長が協議により定める日（平成22年7月23日設置）

### 規約全体